

右伊勢性質異風敷寄にて、賀州に罷在候内も、前田慶次と殊の外相口に候。是も異風故に候。徳川家へ罷出候も通用にては無之、小袖は色々の結構成切々を縫合申候。羽織は紅裏、金紋に蘇鐵を纏し着用有之候旨。

一、澁川主鈴、山口勘右衛門又傷始末(一)

元禄四年今越三月十五日肥前嶋原城主松平主殿頭殿家老孫忠 七五石。家老澁川主鈴と申者を、最前留守居役相勤候山口勘右衛門と申者

双殺仕候。十五日朝主殿頭殿首途に付、主鈴は旅装束いたし罷出候。家老部舎の脇座敷、常には外様者不參所に候得共、勘右衛門先達て其所に罷在候。何か用事可被申渡故、此所に罷在候事と各存知候。主鈴は部舎に刀指置、主殿頭前へ可罷出と、右の座敷前を通候處、勘右衛門後より言葉を懸け抱留候て、右の脇より鳩尾迄脇指突通しるぐり倒候。

家老岩永太郎左衛門・元締朝比奈忠左衛門等をも心懸候躰にて、家老部舎へ走入候處、次の間に留書役兩人有合、一人は勘右衛門へ組付、一人は間の戸を建候内、大目付役一人馳參り勘右衛門を捕へ、脇指を取り廊下へ引する置候。戸田山城守殿は主殿殿と筋目有之、發駕の附使者一人式意に

罷在候。秋元伊賀守殿留守居役世古甚八も參居候。勘右衛門罷出、挨拶も仕り勝手へ入候て間も無之、右の騒動相聞え、何事に哉と存候内、見通候廊下へ引据候故、甚八居候處より見え申候。主鈴が爲に醫者を〳〵と申聲聞え候處、勘右衛門聲にて、存分ほどるぐり候。中々醫者の入事にては無之と申候。又勘右衛門口上には、懷中に委細書付有之候。

氣違沙汰に仕間敷候と申聲も聞え候。それより中の口へ大勢にて召連出候躰に相見え申候。

八百石家老三十五石 板倉八右衛門 澁川主鈴 千七百石

五百石 岩永太郎左衛門 元締朝比奈忠左衛門

元留守殿 山口勘右衛門

勘右衛門最前役儀被差除候節、不首尾の意趣有之迄にても無之、當春に至候ても願事申込候得共埒明不申、心外成儀ども山々相積候。畢竟主鈴並太郎左衛門が執計と申儀を能存候。且は主殿頭殿へ對候て、不入事ども、聞え申候。主鈴無二の出頭にて、岩永等も手を突挨拶候ほどの威勢に候由。翌十六日戸田城州へ迄留守居の家老を以て、山口勘右衛門と申者不圖致亂心、家老澁川主鈴を殺害仕候。即刻仕置に

申付候由被相届候。勘右衛門は主殿頭別邸三田の屋舖に罷在候處、去十三日妻子等をば或御旗本衆へ片付け、草履取一人にて罷在、居宅には家財等一つも無之仕廻置申候由。以上。

三月

酒井越前守聞番 二官次郎右衛門

一、澁川主鈴、山口勘右衛門又傷始末(二)

有章院様御代の内、主殿頭殿屋敷類焼に付、勘右衛門方へ在所より被申越候は、屋舖類焼致し、外に屋敷も無之候。參覲候時節延引仕度の旨、戸田山城守殿迄罷越、用人へ可申入の旨申來候。勘右衛門家老迄申候は、御參府御延引被成度之趣は、決して罷成筋に候。其上御代替の節に付、奉書の時節よりも、世上には早御參覲被成度思召候方々も有之候。申込候ても中々山城殿御聞えも達申間敷儀と存候。

此儀は御無用に被成可然の旨申候に付、以飛脚其段申遣候。在所に於ても此趣被承散々立腹、御申渡候使を違背仕、其上參覲候ても、家來可被指置所も無之候に付被仰達候。勘右衛門了見不屈千萬の旨にて、重て山城守殿へ勘右衛門を以て急度被申入候は、屋敷類焼に付家來可指置候處無御

座、參府の儀二三月も延引仕度旨に御座候。勘右衛門無是非城州へ參上仕り、用人野澤源左衛門へ申達候處、源左衛門申候は、曾て罷成御願に候。御無用に被成可然候。御間柄も知申儀に候故、無遠慮御指圖申入候旨申候。勘右衛門申候は、成程私儀も左様に存、先達て無用と申越候へども、又押返し達て罷越、各迄可申入の旨申越、無據罷越候。御聞に被達可被下候旨申述候。源左衛門致承知、追て可及御返答の旨にて罷歸候。山城守殿より先達て以奉書申遣候。時節無相違様に可爲參府と迄の紙面被遣、即刻在所へ相達候處、主殿へ一覽有之、勘右衛門不屈千萬、定て山城殿用人と申合せ右の趣と被察、立腹にて、參府の上にて勘右衛門役儀被差除候。其上心外の役儀等被申付候。依之勘右衛門方より暇の儀再三申達候ても取上無之、不調法も出來候はゞ、急度仕置にも可被申付様子に、家中にて申慣候。畢竟は主鈴奢者出頭甚敷候て、主鈴に遺恨有之候へども其沙汰は不仕候て、主人へ對申候様に相聞申候。勘右衛門不遁者に出家有之候。其出家方へ懷中に入置候書置と同様に相調、二三日前置置候。右の以後御仕置片落の様に存候旨に